

## 令和6年度 富士宮市空き店舗等対策事業 募集要項

### 1 事業の概要

富士宮市では、活力と魅力ある商店街づくりを目的として、空き店舗等対策事業による商店街の活性化に取り組みます。

本事業は、商店街の空き店舗や空き地に出店する方の開業準備にあたって、店舗の改装費や建築費、備品購入費の一部を補助することで、中心市街地の活性化と地域経済の発展を図ることを目的としています。

### 2 募集内容

#### 新規出店希望者

中心市街地商店街の空き店舗や空き地を利用して新規に小売・宿泊・飲食サービス・生活関連サービス業・事務所を営みたい方。

### 3 申請資格・条件

「空き店舗・空き地を利用して改装工事・建築工事などを行い出店し自らが営業する出店者」、又は、「空き店舗・空き地への出店者の要望に応じ店舗の改装工事・建築工事などをを行い出店者に貸し出す空き店舗・空き地の所有者」で、次のすべての条件を満たすことが必要です。

- ① 当市における市税の滞納がない方
- ② 富士宮市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当しない方
- ③ 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していない方
- ④ 事業実績報告までに富士宮商店街振興組合又は商店会に加入している方

### 4 事業の対象区域

富士宮市中心市街地まちづくり計画に定める中心市街地内の、富士宮商店街連盟に属する商店街振興組合等(駅前通り商店街・本町商店街・神田商店街・宮町商店街・西町商店街・中央商店会)が立地する区域。

(富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想に定める参道軸創出ゾーンを除きます。)

※富士宮市景観計画内の重点地区へ出店する場合、外観を変更する際には届出が必要となります。

### 5 事業の対象となる店舗

対象区域内に存在する空き店舗(※)や空き地を利用する店舗で、小売・宿泊・飲食サービス、生活関連サービス業を営む店舗、または事務所を対象とします。

(※空き店舗とは、利用されていない状態にある店舗又は土地をいいます。)

ただし、次に該当するものは除きます。

- ① 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗

- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する店舗または事務所
- ③ 市外に本店があるフランチャイズチェーン方式の店舗または事務所
- ④ 対象区域内での移転となる店舗または事務所
- ⑤ 空き店舗の所有者、又は所有者の同一世帯に属し生計を一にする者、若しくは所有者の1親等の血族及び姻族による出店となる店舗。ただし、所有者等が、空き店舗等となる直前に出店していた業種と異なる業種に転換し、新たに経営しようとする店舗を除く。
- ⑥ 空き店舗の所有者等が経営する事務所。ただし、所有者等が空き店舗等となる直前に出店していた事務所と異なる業種に転換し、新たに経営しようとする事務所を除く。
- ⑦ 空き地利用の場合は、建築基準法第6条第1項の確認を受けていない店舗または事務所。

## 6 事業の対象となる改修工事等

空き店舗の改修工事費、空き地利用の店舗建築工事費、店内備品納入費が対象です。  
 改修工事と建築工事は富士宮市内の施工業者、備品の納入は富士宮市内販売業者によるものに限定します。また、他の補助制度を受けている場合には対象外となります。  
 なお、補助金の交付決定を受ける前に、工事に着手した場合や、備品を納入した場合にも対象外になりますので、ご注意ください。

## 7 補助率と上限額等

区分	補助率	上限額
空き店舗又は空き事務所利用の場合	1/2	100万円 (飲食サービス業の場合200万円)
空き地利用の場合		200万円 (飲食サービス業の場合300万円)

1会計年度あたり1事業者に対して1回限りの補助となります。

## 8 予算額

令和6年度予算は600万円です。  
 ※予算額に達し次第終了、都度ご相談ください。

## 9 申請受付期間

令和6年4月1日(月)朝8時30分から受付を開始します。

## 10 お問い合わせ先

富士宮市産業振興部商工振興課 知財戦略・商業係 電話 0544-22-1295

## 11 指定の対象となる工事等の例

<p><b>工事 (市内業者による施工であること)</b></p>	<p><b>【対象となる工事(店舗部分に限る)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新築の建築工事一式(※土地購入費は該当しません。)</li> <li>② 屋根の修復(張替え・防水など。)</li> <li>③ 床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装など</li> <li>④ 裸・障子・網戸・畳の張替え</li> <li>⑤ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの</li> <li>⑥ 外壁の塗り直し</li> <li>⑦ 扉の交換</li> <li>⑧ 窓ガラス・サッシの交換</li> <li>⑨ ドアの電動化</li> <li>⑩ 店舗間仕切り変更</li> <li>⑪ 看板・オーニング(日よけ)の修復や設置</li> <li>⑫ 床・内壁・天井のクロス張替えや塗り替え</li> <li>⑬ 廉房の改修</li> <li>⑭ 給排水・衛生(換気を含む)設備に関するもの</li> <li>⑮ 給湯設備に関するもの</li> <li>⑯ 電気・ガスに関するもの</li> <li>⑰ エアコンの設置、その他空調に関するもの</li> <li>⑱ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの</li> <li>⑲ (理・美容業の)客用椅子の張替え</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【対象とならない工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 車庫・物置・倉庫等の設置</li> <li>② 門扉・ブロック塀の設置や駐車場の舗装など</li> <li>③ 植樹・剪定などの植栽に関するもの</li> <li>④ シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理など</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
<p><b>備品 (市内業者から購入すること)</b></p>	<p><b>【対象となる備品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 椅子、テーブル、カーテン、ブラインド</li> <li>② 商品陳列棚(ショーケース)</li> <li>③ 業務用冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>④ その他店舗の改装等に伴い必要となるもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【対象とならない備品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 消火器などの消防用品や各種防災用品</li> <li>② 店舗等で必要であると認められないもの</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>